

# 仙台市SDGs（持続可能な開発目標）推進方針

## 1 方針策定の考え方

SDGs は、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた2030年までの国際目標であり、本市ではこれまでも総合計画をはじめとした各種計画に基づく施策を通じて、環境、健康福祉、教育、経済など、SDGsに掲げられた17の目標につながる幅広い取り組みを推進してきたところです。

安心で強靱なまちづくりも目標の一つになっており、国際的な防災の取り組み指針である「仙台防災枠組2015-2030」をうけて、仙台はドーハ、パリ、北京と並び都市名がSDGsのターゲットの中で言及された都市のひとつとなっています。

SDGsの持続可能という考えは本市の施策全般に通じるとともに、東日本大震災を経て、防災環境都市を目指すグローバルな施策展開の観点からも重要なものであることから、本市は、SDGsの推進を市民や企業などの多様な主体と連携して取り組むにあたっての共通理念として、今後のまちづくりを進めていきます。

## 2 推進の方策

### (1) 各種計画等への反映

各種計画等の策定及び改定にあたっては、SDGsの理念や17の目標との関連を掲載するなど、掲げる施策の方向性や具体的な取り組みとSDGsとの関係がわかりやすいものとなるように努めます。

### (2) 職員の理解浸透

多様な主体と連携するための共通言語として活用するため、研修等を通じて、職員のSDGsの理念や目標等に対する理解を促すとともに、職員はSDGsを理解することで、自らが所属する局区等の範囲にとらわれない広い視野を持って職務に取り組みます。

### (3) 市民等への普及啓発

本市は、市民や企業等がSDGsを認識し、理解を深められるよう、イベントやセミナー、事業などの機会を通じて普及啓発に取り組めます。

## 3 推進体制

自治体におけるSDGsの達成に向けた取り組みは、地方創生の実現に資するものであるため、市長を本部長とし、各局・区長等で構成される仙台市地方創生推進本部会議を活用し、全庁的に取り組みを進めます。

## 4 進捗管理

本方針の取り組みについては、各種計画等に基づく施策及び事業を通じて行うため、進捗管理については、各々の計画等の進捗管理により行うこととします。

## 5 その他

この指針の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

なお、SDGsの目標の実現に資する個別具体の事業等（普及啓発を含みます）に関する企業、団体等との連携や支援、後援などについては、当該施策を所管あるいは啓発対象と関わりが深い担当課が実施主体の収支・人員面での自主性、事業の実現性と継続性などを踏まえて判断します。

### （参考）SDGs（持続可能な開発目標）とは

2015年9月、ニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、2030年に向けた国際社会全体の行動計画である「持続可能な開発のための2030アジェンダ（通称：2030アジェンダ）」が採択されました。

2030アジェンダでは、169の関連ターゲットを伴う17のゴールからなる目標が掲げられ、この目標が「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」です。



SDGsは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継にあたりますが、MDGsは開発途上国を主とした目標であるのに対し、SDGsは先進国を含む国際社会全体の目標であり、「誰一人取り残さない」という理念のもと、環境、経済、社会をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとされています。

2016年12月に国の持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が決定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、SDGsを全国的に実施するためには、全国の自治体においても積極的な取り組みを推進することが不可欠であるとの認識のもと、自治体の各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係府省庁の施策等も通じ、関係するステークホルダーとの連携の強化等、SDGs達成に向けた取り組みを促進することとしています。

## SDGsの17の目標



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



各国内及び各国間の不平等を是正する



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



持続可能な生産消費形態を確保する



すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る